

岐阜県公報

第 二 千 百 七 十 号
平 成 二 十 二 年 八 月 三 日
(火曜日)

目 次

告 示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染され
ている区域の指定
保安林に指定する予定である旨の通知

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称及び所在地
の変更

公 示

落札者等に関する公示
特定非営利活動法人の設立認証申請
第十次鳥獣保護事業計画の変更
平成二十二年度クリーニング師試験の実施
平成二十二年製菓衛生師試験の実施
平成二十二年度採石業務管理者試験の実施
土地改良事業の工事の完了

(地球環境課) 五一五
(治山課) 五一五

(選挙管理委員会) 五一六

(情報企画課) 五一六
(環境生活政策課) 五一七
(地球環境課) 五一七
(生活衛生課) 五一七
(同) 五一九
(商工政策課) 五二〇
(農地計画課) 五二二

告 示

岐阜県告示第四百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定する。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 要措置区域

大垣市林町六丁目八十番一の一部

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法第七条第三項に規定する指示措置
地下水の水質の測定を行うこと

岐阜県告示第四百四十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定する。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域
大垣市林町六丁目八十番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

岐阜県告示第四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 関市神野字迎イ畑一六三三の一、一六四三、字高山一七三二の一、板取字アラス一五三、上之保字小市洞二四七五の一、二四七五三、二四七五七の七、二四七五七の二、二四七六七、字長場地二四七七四の一、二四七七四の二、二四七七六の一、二四七七六の三、二四七七六の四、二四七七八の二四、字戎岩二四八三、二四八二八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称及び所在地の変更があったので、その旨告示する。

平成二十二年八月三日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

名称の変更

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 変更後 | 博愛会病院 | 変更前 | 博愛会病院 |
| 変更後 | 博愛会病院 | 変更前 | 博愛会病院 |

所在地の変更

| | | |
|------------------|--------------------|--------------------|
| 施設名称 | 変更後 | 変更前 |
| 特定・特別医療法人博愛博愛会病院 | 岐阜県不破郡垂井町2210番地の42 | 岐阜県不破郡垂井町中1928番地の3 |

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 共用サーバーシステム運用委託業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成22年7月12日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所 岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地
西日本電信電話株式会社 岐阜支店
岐阜支店長 池田 佳隆
- 6 契約金額 272,265,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県総合企画部情報企画課
所 在 地 岐阜市鞍田町2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際社会安全保障研究会
- 三 代 表 者 の 氏 名 CHIMADA DANIEL KEN ITI
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市五坪一丁目一八番一六号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、言語的情報弱者等に対して、言語や文化に関する障壁を取り除く事業や、生活の向上に資する職業能力の開発等の事業を行い、社会保障制度等必要な情報等に少しでも容易にアクセス等出来るよう図り、安心して暮らせる地域社会の構築を目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年七月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エスパソアベルト
- 三 代 表 者 の 氏 名 ALBERI SENDA
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市太田町二七三六番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、在日外国人等に対して、就労を容易にするための支援事業を行い、職業生活や家庭生活の安定を図り、安心して暮らせる地域社会の構築を目的とする。

第十次鳥獣保護事業計画の変更

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定による第十次鳥獣保護事業計画を変更したので、同条第四項の規定により公表する。

なお、変更した計画書は、岐阜県環境生活部地球環境課及び各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十二年年度クリーニング師試験の実施
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、平成二十二年年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。
平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験日時
平成二十二年十一月五日(金)
午前十時から
- 二 試験場所
岐阜市須賀四丁目八番四号
岐阜県クリーニング会館
- 三 試験科目
1 衛生法規に関する知識
2 公衆衛生に関する知識
3 洗たく物の処理に関する知識
4 洗たく物の処理に関する技能
(一) 繊維の鑑別
(二) ワイシャツのアイロン仕上げ
- 四 受験資格
1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者
2 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令(昭和三十年厚生省令第二十一号)附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 五 受験手続
1 願書等配布期間
平成二十二年九月一日(水)から同年十月八日(金)までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
2 受付期間
平成二十二年九月二十七日(月)から同年十月八日(金)までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。なお、郵送による受験申込みは、平成二十二年九月二十七日(月)から同年十月八日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

- 3 配布及び受付場所
各県立保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課
なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「クリーニング師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課(〒五八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号)に提出してください。
- 4 提出書類
1 受験願書
(一) 履歴書
(二) 写真(手札形(縦十一センチメートル横八センチメートル)とし、出願前六か月以内に正面から撮影した無帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。)
(三) 受験資格を証する書類(学校の卒業証明書等)
- 六 受験手数料
七千円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納付してください(消印しないこと。)
- 七 合格発表
平成二十二年十一月二十六日(金)午前十時
県庁、各県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板上に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書を送付します。
また、後日岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。
- 八 試験結果の提供
1 試験結果の提供
クリーニング師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。
2 提供期間
合格発表の日から一か月間
3 提供する場所
個人情報総合窓口(県庁二階)及び各県立保健所特別窓口
4 提供を受けるために必要な書類等
試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

- 1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。
- 2 この試験について不明な点は、岐阜県健康福祉部生活衛生課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六六）各県立保健所又は岐阜市保健所に問い合わせてください。

平成二十二年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、次のとおり製菓衛生師試験を実施します。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日時

平成二十二年十一月十七日（水） 午後二時から

二 試験場所

岐阜市数田南五丁目一四番五三号
岐阜県県民ふれあい会館

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて

厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

3 製菓衛生師法の施行の際（昭和四十一年十二月二十六日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、法律の施行の日において三年を超えているもの又は法律の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験手続

- 1 願書等配布期間

平成二十二年九月六日（月）から十月七日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

- 2 願書受付期間

平成二十二年九月二十八日（火）から十月七日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

なお、郵送による受験申込みは、平成二十二年九月二十八日（火）から十月七日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

- 3 配布及び受付場所

県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番一号）に送付してください。

- 4 提出書類

- (一) 受験願書 一通
- (二) 履歴書 一通
- (三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類（四の3に該当する者は除く。） 一通
- (四) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書の写し（原本も持参すること。）若しくは卒業証明書 一通 又は菓子製造業従事証明書 一通
- (五) 写真（出願前六か月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・

五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に氏名を記載すること。)一枚

(六) 菓子製造(一級又は二級)に係る技能検定合格証書の写し(製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)により、試験の一部について免除を受けようとする場合に限る。原本も持参すること。)一通

六 受験手数料

九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付け、納付してください(消印しないこと)。なお、郵送による場合は、九千四百円分の普通為替又は定額小為替でもかまいません。

七 合格発表

平成二十二年十二月十日(金)午前十時
県庁、県立保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を送付します。
また、後日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

製菓衛生師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一一 内線二一九)

4 及び県立保健所特別窓口

提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県立保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課

(電話〇五八 二七二 一一一一 内線二五六九)に問い合わせてください。

平成二十二年探石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により探石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公示します。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十二年十月八日(金)午前十時から午後零時まで

二 試験場所

岐阜市数田南一丁目一番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課又は各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。)振興課で交付します。

郵送を希望する場合は、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(定形郵便物の封筒)を同封し、千五 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形(縦十二センチメートル、横八センチメートル)とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及

び年齢を記載したものとします。

(二) 受験票(用紙は、受験願書と同時に交付します。)

3 申込受付期間

平成二十二年九月一日(水)から同月十四日(火)までとし、土曜日及び日曜日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十二年九月十四日(火)までの消印のあるもの限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成二十二年年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階) 電話 五八二七二一一一 内線二二一九)及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務担当(電話 五八二

七二一一一 内線三八九)にお問い合わせください。

土地改良事業の工事了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

| 事業の種類 | 施行に係る地区名 | 工事了年月日 |
|-------------------------------|----------|-----------|
| 県営ため池等整備事業 (農業用河川作物応急対策事業) | 剣地 | 平成一七・三・三〇 |
| 県営ため池等整備事業 (一般) | 剣地区 | 平成一九・三・二八 |

平成二十二年八月三日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター